

# サピエ図書館を利用した視覚障害者等へのサービスについて

## 0 図書館の障害者サービスについて

広島県の障害者の動向（『障害のある人びとの福祉 2018』[広島県／編] より）

- ・ 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付数からみた障害者数  
身体障害者 116,393 人（うち，視覚障害 8,663 人，聴覚障害者等 10,762 人，肢体不自由 62,613 人，内部障害 34,355 人）  
知的障害者（児） 23,863 人  
精神障害者 31,623 人

## 1 サピエとは

視覚障害者や活字による読書に困難のある人が利用できるコンテンツ（点字データ，デージー<sup>1</sup>データ等）を提供する会員制ネットワーク。視覚障害者等の個人のほか，視覚障害者等に対する情報提供事業を，主体的にかつ継続的に行う施設・団体は会員になることができる。

※ 登録コンテンツは，著作権の制限（著作権法第 37 条第 3 項「視覚障害者等が必要な方式での複製」）により，視覚障害者等が必要とする方式（音声・点字・テキスト等）で複製された資料。

- ・ **会員になるとできること**（点字・デージーデータを利用する会員は，年会費 40,000 円）  
各コンテンツのダウンロード，利用者への貸出（県内相互貸借連携館への貸出を含む）  
自館作成音声資料等のアップロード（県立図書館はアップロード会員未登録）
- ・ **非会員でもできること**  
サピエ図書館でのコンテンツ検索  
サピエ加盟館への相互貸借依頼，利用者への相互貸借資料の貸出

## 2 当館との連携による利用方法

《事前準備》

### (1) 来館利用者のための準備

利用規定・利用者登録整備，デージー再生ソフト入りパソコン又はプレクストーク

### (2) 郵送貸出しのための準備

利用規定・利用者登録整備，郵便局への届出

梱包について…CD 郵送用ケース，宛名カード等を準備する。

郵送料について…視覚障害者等への発受は無料。冊子資料は費用負担割合をどうするか？

### 利用規定・利用者登録整備

- ・ 「視覚障害者等」用資料利用登録の整備（利用要件を満たす利用者かを確認する。）

### 郵便局への届出

- ・ 特定録音物等郵便発受施設登録

（「視覚障害者」への録音資料（デージー入りの CD-R，SD カード，通常の音楽や朗読 CD），点字資料の郵送が往復ともに無料でできる。）

<sup>1</sup> DAISY=Digital Accessible Information System

デジタル録音図書の規格。デージー，マルチメディアデージー，テキストデージー等の種類がある。プレクストークや Windows の専用ソフト（AMIS や LpPlayer 等のフリーウェアがある）によって視聴が可能である。音楽 CD とは異なる方式でデータを記録しているため，家庭用 CD プレーヤー等ではすべての機能を利用できず，再生もできない場合がある。

※ 心身障害者用ゆうメール利用開始登録（郵送貸出しで冊子を貸し出す際）

## 《県立図書館への相互貸借申込の手順》

ア 利用者の希望資料がサピエ図書館にあるか検索する。※**ダウン**, **国会からダウンロード**になっているもの

イ 相互貸借様式（p.16 様式第1号）によりファクシミリで県立図書館に申込みする。

（「請求記号」欄に「サピエ」と明記のうえ「製作館」を記入, 「資料名」欄に資料種別と資料名を併記）



県立図書館でサピエからダウンロード・CD-RWに記録し, 相互貸借便で発送



ウ 利用者に貸出し（窓口／郵送貸出し）又は館内利用

エ 相互貸借便で返却する。

## 関係法令等

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）  
（[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)）
- ・ 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）  
（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1282451.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm)）
- ・ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号, 最終改正 平成 30 年 5 月 25 日法律第 30 号）  
※ 第 37 条第 3 項改正あり, 平成 31 年 1 月 1 日施行  
（[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000048](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000048)）
- ・ 図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン  
（<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>）

## 参考

- ・ サピエ 視覚障害者情報総合ネットワーク  
（<https://www.sapie.or.jp>）「サピエ図書館」は, トップページメニュー内からアクセスできます。
- ・ 日本郵便 各種約款, 請求書類等様式集（<http://www.post.japanpost.jp/about/yakkan/index.html>）
- ・ 相互貸借様式第 1 号（記入例）

様式第 1 号

※申込み	30年 ○月 ○日	受付	月 日	№	返納期限	月 日
※借受館	図書館名: ○○市立○○		電話 (000)000-0 ファクシミリ (000)000-0			
	所在地: ○○市○○町○○		担当者名: ○○ ○○			
相互貸借申込書	請求記号	資料名	編著者名			
	例) サピエ 調布中央図	(音声デイジー) 鹿の王 (上)	上橋菜穂子			
備考	発送	月 日	到着通知受領		月 日	
	返納日	月 日	処置			

注 1 ※は, 借受館が記入すること。

2 相互貸借資料 1 点につき 1 枚作成すること。ただし, 特別の事情があるときは, この限りでない。

特定録音物等郵便物発受施設指定請求書

平成 年 月 日

郵便審査事務センター長 殿

住所又は居所  
請求者  
氏 名 ㊟

盲人用の（ ）を内容とする郵便物を発受する施設として指定を受けたいので、請求します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の行う事業の概要
- 3 発受しようとする郵便物の年間差出見込通数

	区 別	録音物	点字用紙	備 考
発	一般盲人にあてるもの			
	既に指定を受けている施設にあてるもの			
	その他			
受	一般盲人からのもの			
	既に指定を受けている施設からのもの			
	その他			

備 考

- 1 この請求書は、特定録音物等郵便物を発受しようとする施設の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所の郵便物配達受持区域内にある事業所であって支社が指定したものに提出していただきます。
- 2 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 3 括弧内には、発受しようとする郵便物の区別に従い、次の文字を記入していただきます。
  - (1) 録音物 「録音物」の文字
  - (2) 点字用紙 「点字用紙」の文字
  - (3) 録音物及び点字用紙 「録音物及び点字用紙」の文字
- 4 この用紙は、日本工業規格A4とします。
- 5 請求の際は、定款、寄附行為その他盲人の福祉を増進することを目的とする施設であることを証明することができる書類を併せて提出していただきます。

様式8 心身障害者用ゆうメール利用（ ）届（心身障害者用ゆうメール運賃料金表Ⅱの1関係）

心身障害者用ゆうメール利用（ ）届	
平成 年 月 日	
郵便局長 殿	
住所又は居所	
届出人	
氏 名	
心身障害者用ゆうメールの利用（ ）をしたいので、（図書を送付することによる閲覧業務に関する資料を添えて、）届け出ます。	
1 図書館の名称及び所在地	
2 図書館の設置の根拠となる法令（又は定款若しくは寄附行為）	
3 （ ） 予定年月日	
4 変更の内容	

備 考

- 1 括弧内には、届の区別に従い、次の文字を記入していただきます。
  - (1) 開始届 「開始」の文字
  - (2) 施設の名称変更届 「施設の名称変更」の文字
  - (3) 施設の所在地変更届 「施設の所在地変更」の文字
  - (4) 廃止届 「廃止」の文字
- 2 届出文中の括弧内の字句は、開始届又は廃止届に限り、記入していただきます。
- 3 変更の内容欄には、施設の名称変更届及び施設の所在地変更届に限り、変更前の名称又は所在地と変更後の名称又は所在地とを記入していただきます。
- 4 この用紙は、日本工業規格A4とします。
- 5 開始届にあっては、図書を送付することによる閲覧業務に関する資料を添付していただきます。

## 著作権法（抜粋） 昭和 45 年法律第 48 号 最終改正 平成 30 年法律第 30 号

（目的）

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

三 （以下略）

（複製権）

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

（保護期間の原則）

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 （略）

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

※ 平成 30 年 5 月 25 日法律第 30 号第 37 条第 3 項改正内容（施行 平成 31 年 1 月 1 日）

（改正前）視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者

（改正後）視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者

（改正前）自動公衆送信（送信可能化を含む。）

（改正後）公衆送信

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

- 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。
- 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。